

一般社団法人美祢市観光協会ホームページ広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人美祢市観光協会が管理するホームページへの広告掲載を適正に行うため、広告掲載の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類及び規定する広告の掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

(1) 広告の種類 バナー広告

(2) 広告の掲載位置及び掲載枠数

① トップページ

A : 最上段の所定の位置 1 枠

B : 上段の所定の位置 1 枠

C : 下段の所定の位置 1 枠

D E : 下段の所定の位置 各 1 枠

※B、D Eは、モバイルページには掲載されない。

② 第2階層以下ページ

F : 最上段の所定の位置 1 枠

(3) 規格

各枠共通：横336ピクセル・縦280ピクセル

※高解像度ディスプレイでの最適化表示のため2倍程度を目安としたサイズでの素材入稿を推奨。

形式 GIF・JPEG（アニメーション不可）

データ容量 300KB 以下

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいい、次に規定する広告の掲載基準は、バナー広告本体だけでなくリンク先のホームページの内容についても適用する。ただし、第三者配信の広告サービスであるグーグルアドセンスでは、端末に保存されているインターネットの検索履歴や閲覧履歴等の情報に基づき、広告を自動で表示するため、下記基準の対象としない。

2 掲載できない広告

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (8) 当該広告事業の内容を、協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (9) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (10) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- (11) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (13) 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (14) このほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(広告の掲載の期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。ただし、1か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とすることができる。

2 広告を掲載する開始日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

（広告の募集方法）

第5条 広告の募集方法は、次に掲げるとおりとする。

（1）募集方法は、原則として協会ホームページに募集要領等を掲載することにより公募するものとする。

（2）募集は、広告枠を新たに設定したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

（3）協会は、公募を行うにあたって、広告主となり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

（4）広告の掲載を希望する者は、一般社団法人美祢市観光協会ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により協会に申し込むものとする。

（広告掲載の決定及び承諾）

第6条 協会は、前条の規定による申込みがあった場合は、速やかに審査し、広告掲載を決定する。その場合、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

2 協会は前項の規定により決定したときは、一般社団法人美祢市観光協会ホームページ広告掲載（不掲載）通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、次に掲げるとおりとする。（全て消費税及び地方消費税別）

（1）広告主が協会非会員である場合は、

①トップページ

A : 上段上 1 枠当たり月額 16,000円

B : 上段下 1 枠当たり月額 12,000円

C : 下段左 1 枠当たり月額 14,000円

DE : 下段 1 枠当たり月額 10,000円

②第2階層以下ページ

F : 上段 1 枠当たり月額 18,000円

(2) 広告主が協会会員である場合は、

①トップページ

A : 上段上 1 枠当たり月額 8, 000円

B : 上段下 1 枠当たり月額 6, 000円

C : 下段左 1 枠当たり月額 7, 000円

DE : 下段 1 枠当たり月額 5, 000円

②第2階層以下ページ

F : 上段 1 枠当たり月額 9, 000円

2 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、協会が指定した日までに、一括して前納するものとする。

3 協会は、予告なく広告掲載料の改訂をすることができる。その場合、掲載期間中の広告に関しては、第6条に基づく広告掲載通知書（様式第2号）に記載された掲載料で広告掲載終了日まで掲載を行うものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 協会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、前条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、協会がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が3日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 協会は、広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 協会は、広告掲載の取下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告原稿の作成)

第9条 広告主は、原則として広告掲載開始日から起算して10日前までの協会の指定する日までに、原稿を協会の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 協会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第2条、第3条、第10条の規定に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の禁止表現)

第10条 広告の禁止表現は、原則として次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。ただし、第三者配信の広告サービスであるグーグルアドセンスでは、端末に保存されているインターネットの検索履歴や閲覧履歴等の情報に基づき、広告を自動で表示するため、下記基準の対象としない。

(1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) 実際には機能しないもの

(4) その他広告の表現として適当でないと協会が認めるもの

2 広告の制限事項は、広告の表現、動き及び配色等で、閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認める場合とし、制限に反する場合は、その広告の掲載を認めない。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、協会にあらかじめ協議した上、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。この場合において、第9条の規定を準用する。

2 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに協会に届け出るものとする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

1 この要領は平成29年8月22日から施行する。